

通達甲(副監. 総. 庁. 庁管1) 第5号

昭和57年12月1日

存 続 期 間

各 部 長、参 事 官
所 属 長 殿

副 総 監

警視庁庁舎管理規程の制定について

[沿革] 平成6年 3月 通達甲(副監. 総. 装. 装3) 第3号
5月 同(副監. 総. 企. 組) 第10号
10年 3月 同(副監. 総. 企. 管) 第7号
12月 同(副監. 総. 庁. 庁管1) 第22号
12年 3月 同(副監. 総. 企. 組) 第4号
14年 3月 同(副監. 警. 人1. 監) 第5号
15年 4月 同(副監. 総. 施. 管) 第19号
21年 3月 同(副監. 総. 企. 組) 第5号
22年 1月 同(副監. 総. 企. 庁管1) 第2号
29年 3月 同(副監. 総. 企. 組) 第6号改正

このたび、警視庁庁舎管理規程(昭和57年12月1日訓令甲第27号。以下「規程」という。)が制定され、昭和57年12月1日から施行されることになったので、運用上誤りのないようになされたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁本部庁内取締規程の制定について(昭和33年10月20日通達甲(総企企) 第21号)
- 2 警視庁本部窓口事務勤務要綱の制定について(昭和30年1月14日命令甲(総務) 第2号)
- 3 防火管理者の選任について(昭和36年7月11日通達甲(総. 施. 管) 第18号)
- 4 警視庁本部庁舎防護初動処置要綱の制定について(昭和44年4月8日通達甲(総. 企. 企))

記

第1 制定の趣旨

警視庁本部庁舎、警察総合庁舎、警察学校庁舎、警察署庁舎、本部関係庁舎等警視庁の各所属で使用している庁舎（敷地を含む。以下「庁舎」という。）の警戒警備、防火管理、秩序維持、衛生的環境の保持等庁舎の管理（以下「庁舎管理」という。）について統一的に規定し、適正な庁舎管理による円滑な公務の遂行を期することとされた。

第2 運用上の留意事項

1 庁舎警備（第8条関係）

(1) 庁舎警備の実施

ア 庁舎管理責任者は、庁舎の特殊性、位置、構造等それぞれの庁舎の実態に応じた適正な警備を行うものとする。

イ 庁舎管理責任者は、警備情勢等に応じた警戒員の配置運用に努めるものとする。

(2) 庁舎警備員の服装等

ア 制服員は、原則として基本の服装とする。

イ 私服員は、不体裁にわたらない服装とし、けん銃及び警棒等を着装すること。

(3) 庁舎警備員の任務

ア 庁舎警備員は、規程第5条及び第6条に基づく立入りに関する措置、警戒警備等庁舎の秩序維持に当たるものとする。

イ 庁舎警備員は、突発的事象の発生に際しては、臨機応変の措置を講じた後、庁舎管理責任者に報告するものとする。

2 受付勤務員（第9条関係）

受付勤務員は、次に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

(1) 受付事務は、親切、丁寧かつ迅速に処理すること。

(2) 受付事務の重要性を自覚し、服装、態度、言葉遣い等に注意するとともに、来訪者には努めて利便を図るようにすること。

(3) 適正な処遇ができるよう、円滑な常識を身につけるとともに、内部の事務に精通するように努めること。

(4) 来訪者の動静に十分注意し、異状を認めた場合は、庁舎管理責任者に速報すること。

3 広告物等の掲示（第11条関係）

(1) 庁舎管理責任者は、広告物等の掲示の許可に当たっては、美観の維持等を勘案して数量、場所等を指定するものとする。

(2) 本部庁舎等の管理責任者は、当該庁舎にポスター、手配書等の掲示物の掲示を許可する場合は、別記様式により掲出期間を指定するものとする。

4 防火管理者（第12条関係）

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項の規定により、防火管理者を置かなければならない庁舎は、原則として、50人以上の者が出入りし、勤務し、又は居住する庁舎となつているが、それ以下の庁舎についても防火管理の適正を期するため、これに準じて防火管理者を置くものとする。

(2) 防火管理者には、次に掲げる者をもつて充てる。

ア 警視庁本部庁舎及び警察総合庁舎については、企画課長とする。

イ 警視庁新橋庁舎については、庁舎管理室庁舎管理係員とする。

ウ 警察署については、副署長又は次長とし、隊については、副隊長とする。

エ その他の庁舎については、庁舎管理責任者が前ウに準じて当該庁舎に勤務する所属職員の中から選任した者とする。

(3) 防火管理者は、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 防火管理に係る消防計画の作成

イ 前アの消防計画に基づく消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 消防用設備、施設の点検、整備

エ 火気の使用及び取扱いに関する監督

オ その他防火管理上必要な業務

5 防災管理者（第12条の2関係）

(1) 防災管理者は消防法第36条第1項及び消防法施行令第46条の規定により、次に掲げる庁舎に置くものとする。

ア 警視庁本部庁舎及び警察総合庁舎

イ 警視庁新橋庁舎

ウ 警視庁術科センターの庁舎

エ 警視庁警察学校の庁舎

オ 渋谷警察署の庁舎

カ 原宿警察署の庁舎

キ 新宿警察署の庁舎

(2) 前4の(2)の規定は、防災管理者の選任に準用する。

(3) 防災管理者は、前4の(3)に掲げる防火管理者の任務のほか、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 防災管理に係る消防計画の作成

イ 前アの消防計画に基づく避難訓練の実施

ウ その他防災管理上必要な業務